

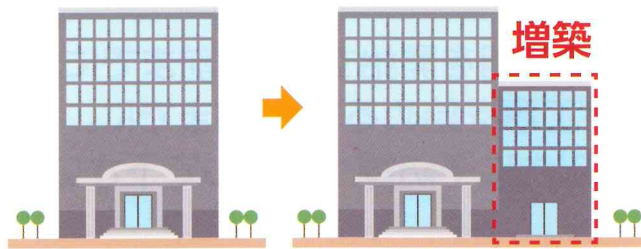
増改築・模様替えをする場合 テナントに入居する場合

事前に相談を!

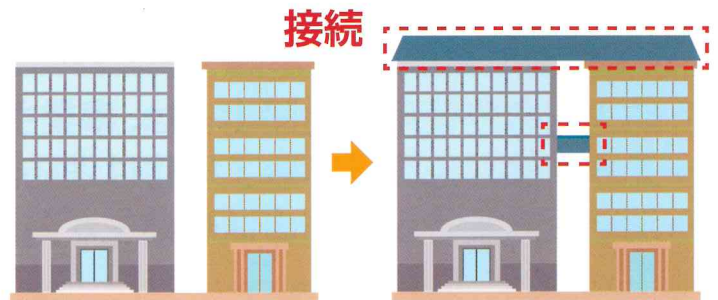
建物を改修する場合、建物の用途を変えようとする場合、新たに建物やテナントを使用(新築、既存は問わない)して事業を行う場合など、新たに消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備など)の設置や改修が必要になる場合があります。

また、室内の模様替えや、間仕切りの変更、窓や出入口の扉の変更により、消防用設備等の設置や改修が必要になったり、防火管理者の資格が必要になったりする場合がありますので、次のような変更を行う場合は、事前に予防課にご相談ください。

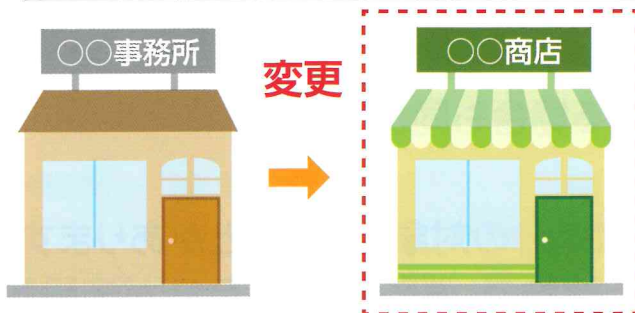
1 増改築を行う場合



2 隣接建物と接続などを行う場合 (屋根や渡り廊下などで接続)



3 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの用途に変更又は新たに入居する場合



4 窓等の開口部を看板や物を置いて塞いだり、窓にフィルム等を貼る場合



※消防用設備等の未設置等により、重大な消防法令違反となる場合は、その消防法令違反の建物を公表することがあります。詳しくは違反対象物公表制度をご覧ください。

お問い合わせは
こちらまで
お願いします



甲府地区広域行政事務組合
消防本部 予防課 予防審査係
055-222-1291 甲府市伊勢三丁目8-23